

訴訟の判決について

1 住民訴訟の概要

○訴訟に係る経緯

令和3年1月6日付けで原告が青森市監査委員へ行った「法定外公共物の財産管理に関する住民監査請求」の結果（一部却下、その他棄却）を不服とし、住民訴訟を提起。

○送達日 令和3年5月14日

○原告 住民監査請求の請求人

○被告 青森市 代表者 青森市長 小野寺晃彦

○請求の趣旨

- ・岡造道3丁目の公有財産である水路を（周辺住民が）許可なく使用していることは、違法であることから直ちに回復せよ。
- ・訴訟費用は被告の負担とする。

○市の主張

水路の調査、行政指導を実施しているところであり、違法若しくは不当に財産の管理を怠っている事実はない。

2 判決内容

○判決日 令和4年1月14日

- 内 容
- ・原告の請求を棄却する。
 - ・訴訟費用は原告の負担とする。

※市の主張が全面的に認められる。

3 訴訟の経過

令和3年6月18日 第1回口頭弁論

令和3年8月27日 第2回口頭弁論

令和3年10月28日 第3回口頭弁論

令和4年1月14日 判決

令和4年1月26日 原告が控訴申し立て（青森地方裁判所に確認済）

※控訴状は未送達

（参 考）当該水路に係る位置図

